

大和市告示第 1 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり市道の路線又はその一部を廃止し、同法第 1 8 条第 2 項の規定により平成 2 8 年 1 月 3 1 日から供用を廃止する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から 2 週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 月 3 1 日

大和市長 大 木 哲

路 線 名	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	重要な 経過地
中央林間支線 1 号	中央林間西七丁目 3 9 1 0 番	中央林間西七丁目 3 9 5 3 番	2. 7 3	4 7 8. 2 0	
中央林間支線 2 号	中央林間西七丁目 3 9 6 9 番 1	中央林間西七丁目 4 0 6 2 番	2. 7 3	7 1. 4 9	
中央林間支線 3 号	中央林間西七丁目 4 0 5 7 番	中央林間西七丁目 4 0 7 9 番	1. 8 2	1 1 4. 0 1	
中央林間支線 4 号	中央林間西七丁目 3 0 9 8 番	中央林間西七丁目 4 0 0 8 番	2. 7 3	5 7 2. 0 0	
中央林間支線 6 2 号	中央林間西七丁目 4 1 2 3 番	中央林間西七丁目 4 1 3 2 番	5. 4 5 ～ 5. 4 6	4 6. 7 6	
中央林間支線 9 0 号	中央林間西七丁目 4 1 2 1 番	中央林間西七丁目 4 1 3 8 番 3	2. 7 3	2 7 2. 2 5	
林間路線 1 号	中央林間西七丁目 3 9 0 9 番	中央林間西七丁目 3 9 5 0 番	2. 7 2 ～ 2. 7 3	4 2 8. 4 7	
林間路線 2 号	中央林間西七丁目 3 9 1 1 番	中央林間西七丁目 3 9 7 5 番	2. 7 3	4 5 2. 6 9	
林間路線 1 号 支線 1 号	中央林間西七丁目 3 8 8 9 番	中央林間西七丁目 3 9 4 5 番	2. 7 3	3 3 2. 1 5	
林間路線 2 号 支線 1 号	中央林間西七丁目 3 9 9 2 番	中央林間西七丁目 4 0 1 7 番	2. 7 3	2 5 4. 8 0	
林間路線 2 号 支線 2 号	中央林間西七丁目 3 9 9 1 番	中央林間西七丁目 4 0 2 3 番	2. 7 3	2 8 9. 8 6	
林間路線 2 号 支線 3 号	中央林間西七丁目 3 9 7 8 番	中央林間西七丁目 4 0 4 2 番	2. 7 3	3 1 0. 0 7	
林間路線 2 号 支線 4 号	中央林間西七丁目 3 9 7 5 番	中央林間西七丁目 4 0 4 8 番	2. 7 3	3 3 8. 7 1	
大和南 5 号	大和南一丁目 1 1 5 6 番	大和南一丁目 1 1 5 6 番	4. 0 0	3 9. 3 4	
大和南 6 号	大和南一丁目 1 1 5 6 番	大和南一丁目 1 1 5 6 番	6. 0 0	1 0 7. 4 1	